

第5章 取組方針等を踏まえた削減目標

1 削減目標の設定と基準年度

政府実行計画に掲げられている国の削減目標である50%削減や、第4章で示した本市における取組方針を踏まえ、本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。なお、温室効果ガス排出量の削減目標に係る基準年度は、政府実行計画や区域施策編と同様に2013年度とします。

2 温室効果ガスの排出削減目標の考え方

(1) 市有施設における電力の脱炭素化

第4章の1で示した「市有施設における電力の脱炭素化」に取り組むことで、電力の使用に伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度の約95,000t-CO₂から2030年度にはゼロにします。

なお、第4章の2で示した「温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの活用や施設の整備」、第4章の3で示した「各事業における脱炭素化の取組の推進」、第4章の4で示した「脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組の推進」における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等による削減効果については、「市有施設における電力の脱炭素化」における削減効果に含まれているものとして積み上げます。

(2) プラスチック焼却に伴う排出の削減（廃棄物処理事業）

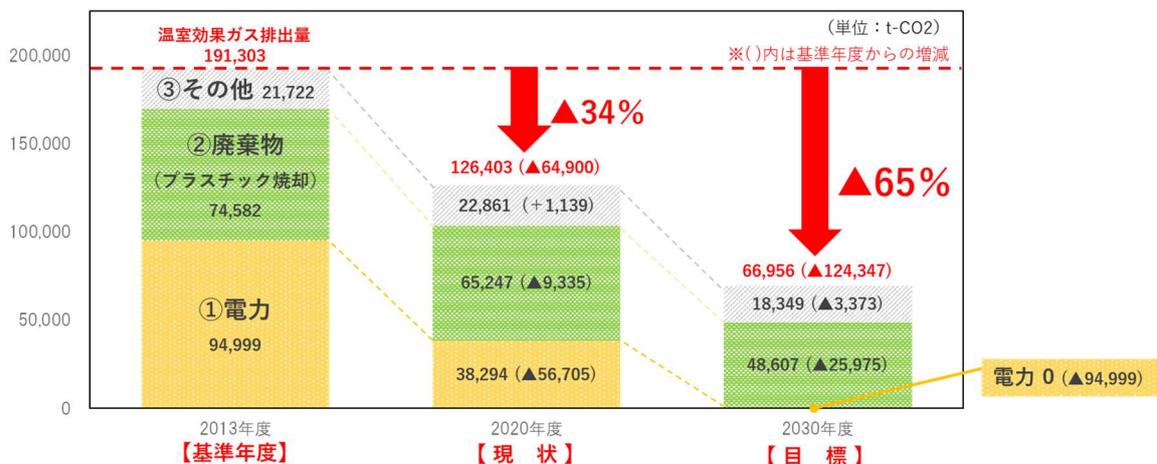
第4章の3(1)で示した、「熊本市一般廃棄物処理基本計画」に基づき取り組んでいるプラスチックの削減やリサイクルの推進等によって、プラスチック焼却に伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度の約74,582t-CO₂から2030年度には約48,607t-CO₂にします。

なお、2030年度の排出量については、令和4年（2022年）3月に策定した「熊本市一般廃棄物処理基本計画」にて定めた目標値に準じています。

(3) 電力以外のエネルギーの使用等に伴う排出の削減

電力以外のエネルギーの使用等に伴う排出については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の趣旨等を踏まえ、公用車における電気自動車等の導入や施設のZEB化、大規模改修等における施設・設備の省エネルギー化、エコオフィス活動の推進などによって、更なる削減を目指します。

図表9 2030年度における温室効果ガスの削減イメージ



3 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の目標

2で示した考え方によって、本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、2013年度の約191,303 t-CO₂から2030年度には約66,956 t-CO₂とし、基準年度から65%を削減します。(図表10参照)

(2) 電力使用に伴う温室効果ガス排出量の目標

事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量のうち、電力使用に伴う温室効果ガス排出量は、2030年度までにゼロとします。

本計画における温室効果ガス排出量(2030年度)の削減目標	
・温室効果ガス排出量の削減目標	65%削減(基準年度(2013年度)比)
・電力使用に伴う温室効果ガス排出量	0 t-CO ₂

図表10 2030年度における温室効果ガスの削減目標

項目	2013年度【基準年度】	2020年度【現状】	2030年度【目標年度】
温室効果ガス削減目標(基準年度比)	-	▲34%	▲65%
温室効果ガス排出量	191,303 t-CO ₂ (-)	126,403 t-CO ₂ (▲64,900 t-CO ₂)	66,956 t-CO ₂ (▲124,347 t-CO ₂)
電力使用に伴う排出量	94,999 t-CO ₂ (-)	38,294 t-CO ₂ (▲56,705 t-CO ₂)	0 t-CO ₂ (▲94,999 t-CO ₂)
<参考> 政府の事務及び事業に係る温室効果ガス削減目標	-	-	▲50%

※()内は基準年度からの増減